

令和7年度

監査結果報告書

〔 随時監査（工事監査） 〕

鳥羽市監査委員



鳥 監 第 11 号

令和 8 年 3 月 13 日

鳥 羽 市 長 小 竹 篤 様

鳥羽市議会議長 河 村 孝 様

鳥羽市監査委員 中 村 徳 久

鳥羽市監査委員 瀬 崎 伸 一

### 令和 7 年度監査の結果報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

# 随時監査(工事監査)

## 1. 監査基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

## 2. 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による監査

## 3. 監査の対象

### (1) 監査の対象

岩崎架道橋下配水管布設替工事

### (2) 監査の実施期間

書類審査、実地監査、技術士講評 : 令和8年1月30日（金）

調査結果報告書提出日 : 令和8年2月19日（木）

### (3) 監査結果の講評日

令和8年3月6日（金）

## 4. 監査の着眼点

該当工事における計画の妥当性と設計・契約・施工等の合規性、効率性、安全性を主眼とした。

## 5. 監査の実施内容

工事の担当者から説明を聴取するとともに現場を実査した。

なお、監査実施については、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求めて、書類審査及び現地監査を実施した。

## 6. 監査の結果

公益社団法人 大阪技術振興協会からの工事技術調査結果報告書は、別添のとおりであり、上記1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、全体として工事は概ね良好に実施されているものと判断できるとの報告であった。

なお、技術士からの意見要望事項等については、十分留意するとともに、今後の工事執行にあたって適切な対応を講じるよう望むものである。

## 調査対象工事

### 岩崎架道橋下配水管布設替工事

#### 1 工事内容説明者

調査出席者

水道課

係長

係員

家 田 喜 浩

瀬 田 伊 織

受注者

株式会社森本組 三重営業所

現場代理人兼監理技術者

所長

工事課長

長 澤 賢 児

藤 岡 英 樹

森 本 憲 司

#### 2 工事場所

鳥羽市鳥羽一丁目 地内

#### 3 工事背景・施工理由

近鉄の岩崎架道橋下（鳥羽駅～中之郷駅間）に、堅神配水池からつながるφ600ミリのダクタイル鋳鉄管が埋設されている。この配水管は国道交差点で離島方面と安楽島方面に分岐し、鳥羽市の基幹管路の中でも非常に重要な箇所である。

しかしながら、耐震化がされていないことに加え、昭和55年の布設から約45年が経過し、耐用年数（40年）を超えている状況にあり、耐震機能を有する管への布設替えを行うことにより、老朽化対策と防災機能強化を図る工事である。

##### (1) 工事内容

施工延長

L=116.4m

DIP-NS φ600布設工

L=55.0m

DIP-NS φ500布設工

L=48.0m

DIP-NS φ400布設工

L=1.1m

DIP-GX φ300布設工

L=2.5m

DIP-GX φ200布設工

L=4.2m

不断水分岐工 φ600×φ600

N=1.0箇所

弁体離脱バタフライ弁設置工 φ600

N=1.0箇所

不断水簡易仕切弁設置工 φ600

N=1.0箇所

バタフライ弁設置工 φ600

N=2.0箇所

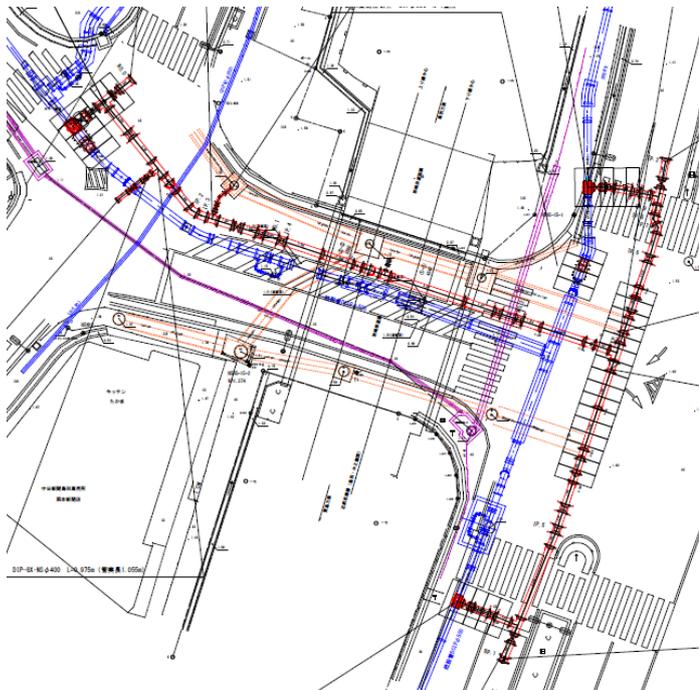
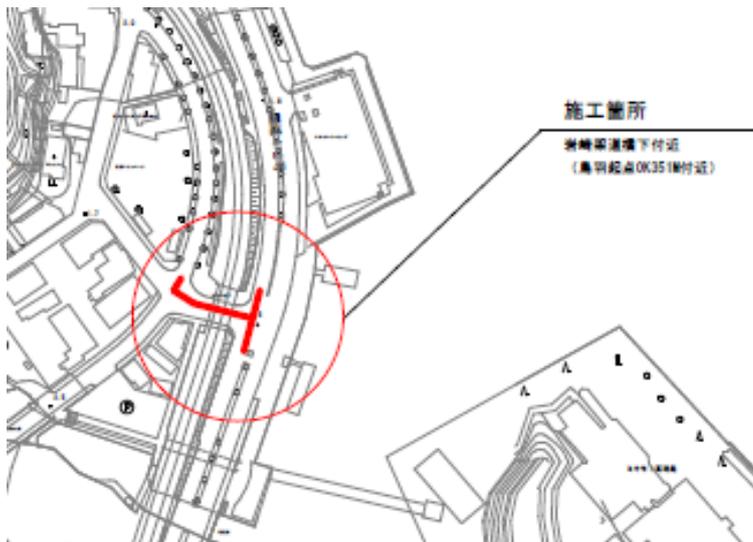
不断水分岐工 φ500×φ500

N=2.0箇所

ソフトシール仕切弁設置工 φ500

N=2.0箇所

不断水簡易仕切弁設置工 φ 500	N=1.0箇所
両受ソフトシール仕切弁設置工 φ 300	N=1.0箇所
急速空気弁設置工 φ 75	N=1.0箇所
排泥管設置工 φ 200	N=1.0箇所
管路土工	N=1.0箇所
本復旧工	N=1.0式
仮設工	N=1.0式
中央分離帯撤去復旧工	N=1.0式



## 【参考】

### ダクタイル鉄管

組織の中にある黒鉛を球状化処理し、耐食性、強靱性、加工性などの優れた特性を持つ。

「DIP」は、ダクタイル鉄管を表す記号として用いられている。

「DIP」は **Ductile Iron (鉄) Pipe** の頭文字をとったものである。

**長所：**（１）強度が大である。（２）強じん性に富み、衝撃に強い。（３）メカニカル継手・プッシュオン継手は可とう性・伸縮性がある。（４）施工性がよい。（５）継手の種類が多く、適材適所に選択できる。

地盤変動における順応性はダクタイル鉄管に使用されている各種の継手の多くは伸縮性や可とう性に優れている。そのため、**地盤に変動があっても順応する。**

### GX 形とは

GX ダクタイル鉄管は、それまでの耐震管と同等の耐震性能を有し、管路敷設費の低減を実現し、狭い掘削幅での接合が可能となり（掘削幅の縮小）、さらに、切管ユニットの採用により施工性も飛躍的に向上している。

新外面耐食塗装によって管路の長寿命化（70 年以上）が図れ、より安定した水の供給に貢献。適用呼び径：75mm～1000mm

### NS 形とは

大きな伸縮性および可とう性をもち、最終的には受口と挿し口にかかりあって離脱防止の役目をする。継手形式は、呼び径 75 mm～250 mmの直管および異形管、呼び径 300 mm～450 mmの直管がプッシュオンタイプで、呼び径 300 mm～450 mm異形管、呼び径 500 mm～1000 mmの直管および異形管がメカニカルタイプである。GX 形と同じ様な特徴だが、施工性の面で劣る。

適用呼び径：75mm～450mm

### GX 形と NS 形の違い

NS 形は専用の切断機と溝切機を使用して加工するので時間がかかるが（Φ100 で段取りから加工完了まで約 1 時間）GX 形はエンジンカッターでその場で切断できるので（約 5 分）現場もスムーズに進む。切管をした後に、「10cm 短いほうがよかった」などとなった場合も、GX 形は直ぐに切り直しができる。他には GX 形は接合がレバーブロック 1 個のできるので掘削幅が 50cm で施工可能とされており、単価が安く済む。

材料費は **GX 形**のほうが割高である。

(2) 受注者

ア 1回目発注

入札不調

イ 2回目発注

株式会社森本組 三重営業所

指名競争入札

(7者指名。入札は3者(4者は辞退))

予定価格事前公表、電子入札

(3) 設計及び工事監理

設 計：全日本コンサルタント株式会社中部支店

工事監理：直営

(4) 工事費

当初

変更(11/17)

設計金額(税込)

206,140,000円

240,782,300円

請負金額(税込)

205,810,000円

240,396,200円

(うち消費税及び地方消費税18,710,000円) (うち消費税及び地方消費税21,854,200円)

落札率：99.84%

(5) 工事期間

令和7年3月19日から令和8年3月27日まで

(6) 進捗状況 (令和7年11月末日現在)

計画出来高49.0% 実施出来高47.5% 【計画より1.5%遅れ】

・水道管布設 不断水連絡工φ500 順次布設している。

(7) 工事監督員

水道課 係長

家田 喜浩

4 調査の着眼点(下記事項に留意し調査結果を報告する)

(1) 計画

工事施行の決裁手続は適正か。

(2) 設計

ア 設計方針は適正か。

イ 経済的な工法を選定しているか。

ウ 設計図書は整備されているか。

エ 工期の設定は妥当か。

オ 設計内容は適正か。

(3) 積算

ア 積算は適正な資料に基づき適正に算出されているか。

イ 積算単価の根拠は妥当か。

(4) 契約

ア 入札事務は適正に執行されたか。

イ 工事請負契約書は適正に作成されているか。

ウ 契約保証事務は契約約款等のとおり適正か。

エ 現場代理人、監理技術者、主任技術者届は、添付資料を含め適正に提出されているか。

オ 前払金の支払事務は適正か。

(5) 施工・工事監理(監督)

ア 監督職員について受注者に適正に通知しているか。

イ 関係諸官庁への届出等の必要な手続や、関連書類の整備・保管が適正か。

ウ 着手届、施工計画書、段階確認報告書、施工状況把握報告書、履行報告書は適正に記入、提出されているか。

エ 工程表による工程管理は適切に行われているか。

オ CORINS(工事实績情報データベース)への登録が行われ、その関連書類は適正に整備・保管されているか。

カ 工事材料関係の書類が提出され整備・保管されているか。

キ 工事の品質を確保するための検査は適正に実施されているか。

ク 建設廃棄物処理に関する書類の整備や、受注者への適切な指導をしているか。

ケ 労働安全衛生法に基づき、工事現場等の安全管理は十分になされているか。

コ 建設業法に基づき、工事施工現場での掲示(建設業許可票、安全掲示板等)の記載は適正か。

サ 工事は設計どおりに施工されているか。

シ 工事施工現場において、品質管理状況は問題ないか(施工不良、粗悪な工事材料の使用等)。

5 調査所見

5-1 書類関係

(1) 着手届

令和7年3月19日付け提出を確認した。

(2) 財源

国庫補助率 0% 県補助率 0% 起債充当率 60% 市費 40%

(3) 契約保証について

ア 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第234条の2関係）として、履行保証制度<sup>※1</sup>の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

20,581,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができる。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するもの。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められている。

イ 前払金保証について、契約約款どおりであり適正であった。

令和6年度分 82,000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(4) 入札状況について

地方自治法施行令第167条の4、同令第167条の11、「鳥羽市契約規則」、「鳥羽市建設工事執行規則」、「鳥羽市建設工事等入札参加資格審査要綱」による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「鳥羽市建設工事等に係る公表実施要項」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 令和7年2月12日

・開札日 令和7年3月13日

本工事の入札への見積り期間は、令和7年2月13日（指名翌日）～令和7年3月13日であった。

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第5条の9第1項第3号に規定された必要な見積り期間（予定価格5000万円以上は、（通知～応札期間15日以上）が確保されていた。適正であった。 【土木一式工事】

(5) 契約関係の書類

本工事は、令和7年3月19日に契約を締結していた。

「鳥羽市公共工事請負契約約款」に基づき、工事請負契約書は、適正に作成されていた。

(6) 現場代理人・主任技術者届

現場代理人及び主任技術者届は、提出されていた。適正であった。

(7) 情報共有システム<sup>※2</sup>

情報共有システム（メール等）にて一部書類提出されていた。適正であった。

※2 「情報共有システム」は、公共工事における受注者、発注者間のやり取りや工事書類の作成を WEB を通して行うシステム。

「工事帳票の処理の迅速化」、「日程調整の効率化」、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」等を図り、工事の生産性向上につなげるもの。

愛知県の工事においては、積極的に導入を推進している。

(8) 建設業退職金共済事業掛金収納書

本工事の建設業退職金共済制度<sup>※3</sup>への適正な加入がなされていた。

「掛金収納書（令和7年4月22日）」を確認した。適正であった。

※3 建設業退職金共済制度は、建設工事に従事する労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、**建設業の振興と発展に寄与することを目的として創設された退職金制度**である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

(9) 工事保険契約

受注者は、労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険等に加入しているとのことである。

工事請負契約約款第52条より、市のリスク管理の観点から保険に付した証券の写しを提出させることが望ましい。

(10) 監督員通知

本工事の発注者監督員の通知は、工事受注者に書面にて通知していた。

適正であった。【建設業法第19条の2-2項】

鳥羽市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の規定に該当する職員を水道法第19条等により、杉田泰成氏を指名しており適正であった。

## 【水道法及び条例】 【参考】

**【水道法（抄）】（技術者による布設工事の監督）** 第十二条水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

**【水道法（抄）】（水道技術管理者）** 第十九条水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。一～九（略）

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

### 5-2 設計・積算に関する書類

#### (1) 計画及び設計に関する書類

##### 【設計方針】

- ・ 軽量鋼矢板による土留め、覆工板、汚濁防止膜等の仮設物の施工
- ・ 道路交通規制（上り線規制）
- ・ 近鉄等との近接施工
- ・ 夜間施工

上記のとおり、工事内容に即した設計方針が設定されており、適正であった。

#### (2) 設計会社からの関係書類

詳細設計は、全日本コンサルタント株式会社中部支店にて実施されていた。設計会社の設計図書などの関係書類は、適正に整備されていた。

##### 【参考図書】

計画、調査、実施設計に使用した基準、指針

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	ダクタイトル鉄管管路設計と施工	令和3年2月	(一社)日本ダクタイトル鉄管協会
2	線路近接協議の手引き ほか	平成23年11月	近畿日本鉄道事業本部

### (3) 工事積算

#### 【積算に関する書類】

三重県の建設工事「設計・積算参考資料」に準拠し、また、全国簡易水道協議会の「水道事業実務必携」により、3者の見積りを徴収し、異常値を排除した平均値を採用していた。適正であった。

#### 【数量算出・設計書の照査方法】

当該工事の設計調査業務の際に、設計コンサルによる照査を行っている。また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、市職員（設計者及び検算者）による審査を行っている。鳥羽市職員（設計者及び検算者）による照査を実施していた。適正であった。

### (4) 工事設計書

適正に作成・整備されていた。令和6年4月11日（単価適用）

#### 【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月	著者
1	水道施設整備に係る歩掛表	令和6年3月	国交省水管理・国土保全局
2	令和6年度 水道事業実務必携	令和6年8月	全国簡易水道協議会
3	積算基準（共通編、道路編）	令和6年7月	三重県県土整備部
4	建設物価	令和6年12月	(財)建設物価調査会
5	積算資料	令和6年12月	(財)経済調査会

### 5-3 施工に関する書類

#### (1) 関係諸官庁への届出

- ・特定建設作業実施届出書を確認した。鳥羽市長宛て
- ・道路使用は、道路交通法80条協議がなされていた。適正であった。

#### (2) 着手届

本工事は、令和7年3月19日付けで提出されていた。  
契約から5日以内で適正であった。

#### (3) 工程表

施工計画には、詳細実施工程表を記載し提出され整備されていた。  
工程調整会議を実施し、関係機関等の調整を行い、発注者と受注者間で工程進捗を確認しあっていた。適正であった。

#### (4) 履行報告書

本工事は、適正に提出されていた。

出来高数値 11 月末現在 47.5%であった。全て、夜間工事であり工程的に厳しい状況であった。

出来高数値根拠を明確に示される方法を一考して頂きたい。

「サンプル例」

工事履行報告書 (サンプル)													報告日: 令和7年1月31日 (契約日から ○○ 日)					
記載例		契約番号 第○○○○○○○○○○号											報告日現在					
		工事名: ○○線道路改良工事											自動計算					
		工事期間: 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日 (○○ 日間)											自動計算					
		請負者名: ○○建設 株式会社											自動計算					
工 種 等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	見積額① (円)	構成比② (%)	進捗率③ (%)	出来高金額④ (円)	備 考
道路土工	予定													5,332,702	23.53	90.00	4,799,431	
	実施																	
法面工	予定													7,472,446	32.97	60.00	4,483,467	
	実施																	
舗装工	予定													423,798	1.87	50.00	211,899	
	実施																	
石・ブロック積工	予定													2,941,667	12.98	50.00	1,470,833	
	実施																	
排水構造物工	予定													1,060,589	4.68	40.00	424,235	
	実施																	
構造物撤去工	予定													732,502	3.23	20.00	146,500	
	実施																	
舗装工	予定													840,420	3.71	0.00	0	
	実施																	
防護柵工	予定													203,760	0.90	0.00	0	
	実施																	
区画線工	予定													43,310	0.19	0.00	0	
	実施																	
仮設工	予定													3,440,508	15.18	40.00	1,376,203	
	実施																	
雑工	予定													174,598	0.77	50.00	87,299	
	実施																	
	予定																	
	実施																	
	合計													22,666,300	100.01		12,999,867	
																	57.36%	

注1 見積額①は、直接工事費ベースで記入すること。  
注2 構成比②は、見積額①の合計に占める各工種等毎の構成割合を記入する。端数処理上、100%にならない場合がある。  
注3 進捗率③は、各工種等毎に報告時点の状況を記入する。  
注4 出来高金額④は、各工種等毎に見積額①に進捗率③を乗じて算出し、それぞれ記入する。  
注5 出来高進捗率⑤(出来高金額合計÷見積金額合計)は50%以上であること。  
注6 工程表の記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。  
注7 内容を確認後は、「1 認定」又は「2 不認定」のいずれかに○印を付け、不認定の場合はその理由を記入すること。

請負金額に対応した直接工事費ベースの合計

出来高数値 直接工事費ベースの合計

確認欄		
総括監督員	主任監督員	担当監督員

※総括監督員を指名していない場合には、所屬長とする。

(5) 施工計画書

本工事は、適正に提出されていた。記載事項を確認した。適正であった。

(6) 工事カルテ

本工事は、適正に登録されていた。

工事カルテの作成と一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) の CORINS (工事实績情報システム) 登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(7) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。適正であった。

【参考】 施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項）
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項で準用する建設業法第 24 条の 8）
- 施工体制台帳は、工事中は工事現場に備え置くことが義務づけられている。（建設業法第 24 条の 8）
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、同法施行規則第 26 条、第 28 条）

(8) 工事材料関係の書類

ア 本工事の使用資材製品届は、監査時まで適正に提出させていた。受注者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	耐震形ダクティル鉄管	○	
2	耐震補強金具	○	
3	空気弁及び筐	○	
4	再生砕石	○	
5	再生密粒度アスコン 他	○	

イ 材料確認について

監督員が臨場にて材料検収を実施していた。適正であった。

【参考】 三重県 公共工事共通仕様書（令和 7 年 7 月版分冊 1 より）

第 2 節 工事材料の品質

1. 一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

4. 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

(9) 段階確認報告書・施工状況把握報告書に関する書類

本工事は、段階確認報告書及び施工状況把握報告書は、適切に提出されていた。

(10) 工事別検査事項関係書類

品質管理関係

設計書とリンクさせ、使用材料、出来高管理、受入検査、工程内検査などの段階確認検査一覧表を添付させ、検査も適正に実施していた。

現在までの、「段階確認・立会願（施工予定表・通知書・確認書）」を適正に提出させ、管理していた。

5-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処分業者との契約など適切に実施されていた。契約書の写しを添付していた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、監査当日には確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

(3) 監査当日には確認しなかったが、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に基づき、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRI S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成していた。

・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID番号 12551951】を確認した。

**【参考】**

「COBRI S」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

※ 建設副産物情報交換システム（COBRI S）は、次のURLからログインする。

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

【参考】三重県建設副産物処理基準（令和6年12月改定） 一部抜粋（第6条）

4. 建設工事の施工段階においては

(1) 着手前

- ① 受注者は契約額が100万円以上の工事については、JACICが運用する「**建設副産物情報交換システム**（以下「情報交換システム」という。）を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。
- ② 受注者は契約額が100万円未満であって、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法という。）の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）第9条に定められた規模（別表左欄）及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）第8条に定められた規模（別表右欄）の工事については、「**情報交換システム**」を使用し、別紙6「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。
- ③ 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の**現場掲示様式**について、**公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）**し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネット利用により公表に努めるものとする。

(2) 工事中

- ① 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、「情報交換システム」により、速やかに計画書を変更して、監督員に提出するとともに、変更した内容を報告するものとする。また、変更した現場掲示様式を再掲示するものとする。

(3) 完了後

- ① 受注者は「**情報交換システム**」に**実績報告**を入力する。
- ② 受注者はすみやかに別紙7「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を虚偽なく記載して作成し、監督員に提出するとともに、確認結果票と合わせて5年間保存するものとする。
- ③ 受注者は、**建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。**
  - ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用 なお、書面は上記②を兼ねるものとする。

## 産業廃棄物、土捨の処理関連の管理

No	項目	産業廃棄物		土捨	
		汚泥	As、Co殻	土砂	
1	産業廃棄物種類	汚泥	As、Co殻	土砂	
2	委託契約書(有/無)	有	有	不要	
3	処分業許可証(有/無)	有	有	不要	
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	不要	
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	不要	
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有	不要	

### 5-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

- ・朝礼 毎作業日
- ・作業ミーティング 毎作業日
- ・KY活動 毎日
- ・作業手順打合せ 随時
- ・休憩後安全指導 毎日（午前・午後）
- ・新規入場者教育 随時
- ・安全教育・安全訓練 月当たり半日以上
- ・災害防止協議会 月1回
- ・安全巡視 毎作業日
- ・店社安全パトロール 随時

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理については、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていたことを確認した。

(3) 夜間工事のため確認できなかったが、使用重機等取扱者名表示及び点検記録を整理し確認しておいて頂きたい。（ワイヤーロープ点検も含む）

【労働安全衛生規則 第151条の32・33・34】

#### 【建設機械施工安全技術指針 P4より】

第8章 建設機械の一般管理（機械の使用・取扱い） 第22 機械の使用にあたっては、機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途 以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。

2、建設機械の使用・取扱いにあたっては、定められた有資格者を選任し、これを表示すること。

3、作業開始前に、作業内容、手順、機械の配置等を工事関係者に周知徹底すること。

5-6 現場施工状況調査における所見

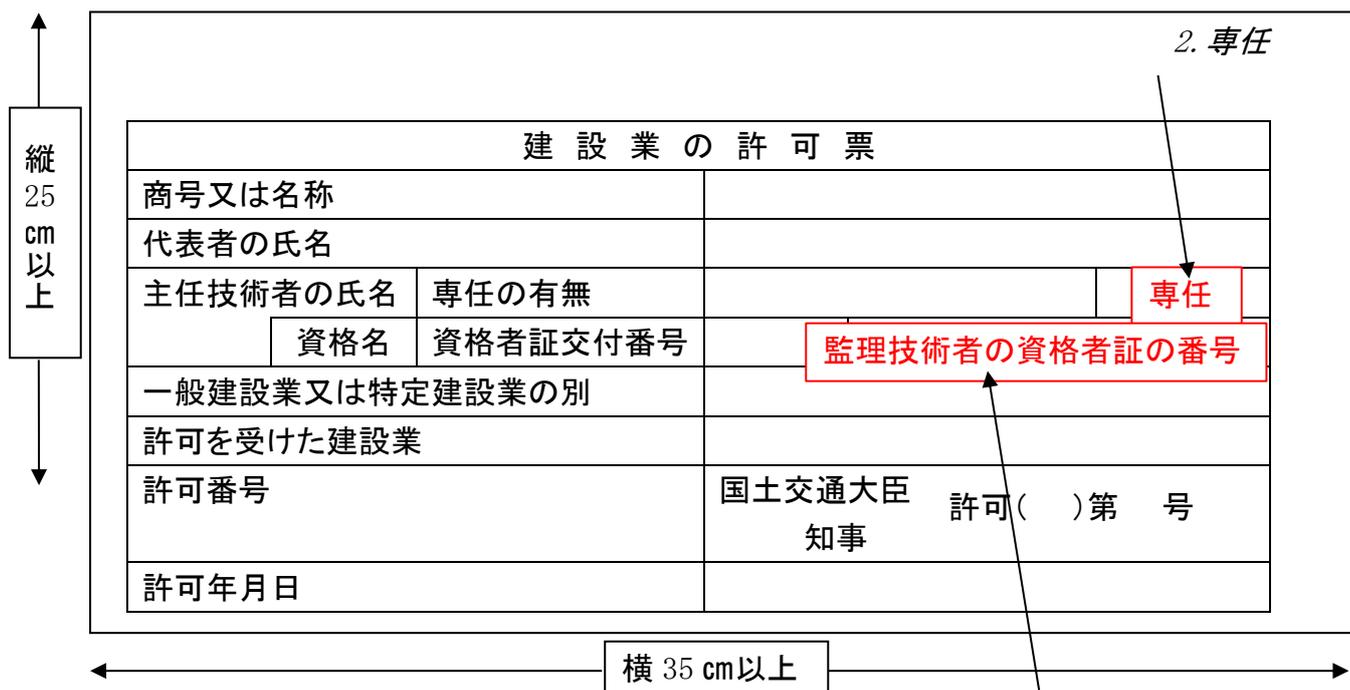
- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 国道交差点で離島方面と安楽島方面に分岐し、鳥羽市の中でも非常に交通量の多い施工場所であった。まして本工事は、夜間工事であり一般車両のスピードも速くなり見通しも悪い。一般車両などへの交通誘導対応について一層の配慮をお願いする。
- (3) 現場施工管理状態は、夜間工事のため確認できなかったが、適切な施工管理状態とのものであった。下記書類を確認した。適正であった。

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

- (4) 掲示物について
  - ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導を徹底されたい。

【ア参考】

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合



4. 監理技術者の資格者証の番号。監理技術者でない場合は空欄

## 記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任(情報通技術利用)」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

### (5) 確認工事技術調査対象書類

着工前書類	着工後書類
工事の背景、目的及び設計方針	<del>監理(監督)分掌区分表</del>
<del>効果及び耐用年数予測</del>	監督員通知書
事前調査報告(測量、地質、水理、環境、支障物件等)	監理及び管理工程表
事前打合せ報告(道路、交差点、河川、近接、港湾)	労災保険、上乘保険、賠償保険
<del>工法選定または比較検討書</del>	建設業・主本・組立・火災保険
<del>構造計算書(設計指針等リスト共)</del>	建設業退職金共済掛金収納書
<del>容量(性能)計算書</del>	施工計画書、実施工程表
実施設計図	下請業者届、施工体制台帳、施工体系図
数量計算書	緊急時連絡体制図
設計内訳書(積算書及び根拠リスト共)	建設業の許可票、労災保険関係成立票
<del>コスト縮減</del>	建築確認申請票
工事施工伺、予算執行伺、支出負担行為伺	公害防止に関する書類
入札(見積)説明記録	公的資格認定証写
現場説明記録	安全衛生関係記録
質疑回答記録	主要使用材料承諾願
入札関係記録(予定価格決定書、入札結果一覧表等)	
仕様書及び特記仕様書	材料試験・検査関係記録
工事請負契約書	施工試験・検査関係記録
随意契約の場合の理由書	

JV協定書	
履行保証保険証券等	工事打合せ記録
前払金保証書	<del>工事指示書</del>
<del>工事着工届</del>	工事日報、旬報または月報
全体工程表	工事記録写真
現場代理人及び主任（監理）技術者届	廃棄物処理関係書類
建設業監理技術者資格者証写	<del>部分払出来高検認書</del>
各管理者との協議書	<del>契約変更（設計・工期）に関する書類</del>
その他	その他

## 6 技術監査（調査）全般

本工事の各種提出書類及び施工計画は、適切に作成されていた。

現場代理人、監督職員の指示に基づき適切な指導を行っていた。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理が、工事目的物の品質に大きく影響するため、より、徹底した管理をお願いする。

舗装切断作業にて地下埋設物を切断する事故の発生があり、より徹底した安全管理が求められる。

本体工事箇所は、交通量多い道路であり、工事関係車両等の第三者災害無きよう安全管理の徹底を図って頂きたい。

監査日は、適正な安全管理に努めていた。継続をお願いする。

以 上

文書中の

<p>_____部分は、留意事項</p> <p>.....部分は、要望及び提案事項</p>
---